

## Ⅱ 母集団、層化及び抽出方法

### 1 概要

家計調査の母集団（調査対象）は、全国の世帯から施設等の世帯及び学生の単身世帯を除いた世帯である。また、調査世帯は、二人以上の世帯と単身世帯に分けて抽出している。

二人以上の世帯については、層化3段抽出法により、調査世帯を抽出する。各段における抽出単位は、第1次抽出単位が市町村、第2次抽出単位が単位区、第3次抽出単位が世帯であり、各調査単位区から抽出する世帯数は6世帯である。

単身世帯の一般単位区の調査世帯は、実査上の対応により、二人以上の世帯で抽出された調査単位区を用いており、2調査単位区のうち1調査単位区から1世帯を抽出している。

また、単身世帯のうち、20人以上が居住する寮・寄宿舎の世帯については、別途、「Ⅱ-4-(2)」で示す調査市において第2次抽出単位として寮・寄宿舎単位区を設定し、各寮・寄宿舎単位区から第3次抽出単位である世帯を6世帯抽出している。

### 2 母集団

#### (1) 母集団の定義

家計調査の母集団は図1に示すとおりであり、世帯数は平成27年国勢調査の結果に基づいている。

なお、施設等の世帯とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者、住所不定者等をいう。

図1 家計調査の母集団

世帯総数 5345万世帯 100.0%	二人以上の世帯 3491万世帯 65.3%		家計調査の 母集団 5157万世帯 96.5%
	単身世帯 <sup>注1)</sup> 1666万世帯 31.2%		
	20人以上の寮・寄宿舎の世帯 26万世帯 0.5%		
	学生の単身世帯 <sup>注2)</sup> 95万世帯 1.8%		
	施設等の世帯		

注1) 総務省統計局において独自に集計。非就業及び分類不能の単身世帯のうち年齢15歳未満及び年齢不詳を除く。

注2) 総務省統計局において独自に集計。寮・寄宿舎の学生・生徒を含む。

## (2) 地方区分

標本設計に用いた地方区分は次のとおりである。

地 方	都 道 府 県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東 海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

## (3) 調査対象世帯数

調査対象世帯数は、平成27年国勢調査の結果を用いて集計した。その結果、平成27年10月1日現在の全国の調査対象世帯数は、二人以上の世帯が約3491万世帯、単身世帯が約1666万世帯であった。

世帯状況<sup>注1</sup>別にみた地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表4-1～表4-3に、都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表5-1及び表5-2に示す。

注1 二人以上の世帯、単身世帯(一般単位区)及び単身世帯(寮・寄宿舎単位区)の3区分をいう。

表4-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数（二人以上の世帯）

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	34,913,875	11,424,968	1,320,067	8,018,381	8,577,800	5,572,659
北海道	1,529,100	545,173	-	320,552	237,020	426,355
東 北	2,393,478	676,264	-	296,016	712,356	708,842
関 東	12,619,910	4,517,509	595,835	3,677,288	2,702,293	1,126,985
北 陸	1,416,327	522,769	-	171,844	397,507	324,207
東 海	4,120,852	995,901	217,095	1,055,666	1,311,247	540,943
近 畿	5,769,100	1,810,626	239,081	1,709,055	1,433,289	577,049
中 国	2,050,073	679,892	-	543,652	412,276	414,253
四 国	1,073,511	417,666	-	46,008	243,752	366,085
九 州	3,563,283	1,175,422	268,056	198,300	942,665	978,840
沖 縄	378,241	83,746	-	-	185,395	109,100

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表4-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数（単身世帯：一般単位区）

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	16,394,011	7,187,370	681,272	3,431,637	3,162,135	1,931,597
北海道	848,915	348,232	-	183,006	109,371	208,306
東 北	926,270	346,554	-	127,594	242,302	209,820
関 東	6,631,479	3,206,951	363,096	1,654,509	1,047,883	359,040
北 陸	480,485	215,803	-	55,706	119,229	89,747
東 海	1,612,606	544,360	78,561	377,753	434,778	177,154
近 畿	2,719,884	1,221,820	102,482	711,281	507,590	176,711
中 国	867,872	332,268	-	216,674	167,315	151,615
四 国	470,745	213,249	-	19,916	90,282	147,298
九 州	1,670,909	711,737	137,133	85,198	367,236	369,605
沖 縄	164,846	46,396	-	-	76,149	42,301

注1) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

注2) 一般単位区とは、1人の一般世帯及び20人未満の寮・寄宿舎の単身者が居住する調査単位区

表4-3 地方別調査対象世帯数  
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)

地 方	調査対象世帯数
全 国	263,149
北海道・東北	19,346
関 東	99,977
北 陸・東海	67,796
近 畿	32,887
中 国・四国	23,334
九 州・沖縄	19,809

注) 寮・寄宿舎単位区とは、20人以上の寮・寄宿舎の単身者が居住する調査単位区

表5-1 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(二人以上の世帯)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村				地方区分
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村	
全 国		34,913,875	11,424,968	1,320,067	8,018,381	8,577,800	5,572,659	—
01 北 海 道		1,529,100	545,173	—	320,552	237,020	426,355	北海道
02 青 森 県		355,798	79,434	—	111,197	48,812	116,355	東 北
03 岩 手 県		340,808	79,489	—	—	143,856	117,463	
04 宮 城 県		618,679	283,021	—	—	199,572	136,086	
05 秋 田 県		279,251	87,965	—	—	103,606	87,680	
06 山 形 県		292,276	67,164	—	—	100,209	124,903	
07 福 島 県		506,666	79,191	—	184,819	116,301	126,355	
08 茨 城 県		804,086	74,346	—	154,508	379,166	196,066	
09 栃 木 県		542,143	143,826	—	89,243	215,181	93,893	
10 群 馬 県		550,955	93,721	—	222,489	125,820	108,925	
11 埼 玉 県		2,063,330	354,217	—	848,735	716,382	143,996	
12 千 葉 県		1,761,768	276,813	—	935,217	390,078	159,660	
13 東 京 都		3,526,259	2,368,628	—	658,477	476,085	23,069	
14 神 奈 川 県		2,557,649	1,047,737	595,835	659,483	144,520	110,074	
15 新 潟 県		612,868	217,047	—	124,898	171,947	98,976	北 陸
16 富 山 県		288,254	114,114	—	46,946	38,362	88,832	
17 石 川 県		309,832	122,254	—	—	106,431	81,147	
18 福 井 県		205,373	69,354	—	—	80,767	55,252	
19 山 梨 県		232,831	52,705	—	—	61,211	118,915	関 東
20 長 野 県		580,889	105,516	—	109,136	193,850	172,387	
21 岐 阜 県		557,754	110,572	—	43,732	249,486	153,964	東 海
22 静 岡 県		1,020,225	196,565	217,095	170,002	301,253	135,310	
23 愛 知 県		2,035,441	610,618	—	655,259	608,977	160,587	
24 三 重 県		507,432	78,146	—	186,673	151,531	91,082	
25 滋 賀 県		383,993	96,804	—	—	243,051	44,138	近 畿
26 京 都 府		711,417	385,580	—	53,523	210,781	61,533	
27 大 阪 府		2,447,826	695,208	239,081	911,664	549,103	52,770	
28 兵 庫 県		1,556,061	424,424	—	743,868	170,613	217,156	
29 奈 良 県		393,249	104,181	—	—	171,063	118,005	
30 和 歌 山 県		276,554	104,429	—	—	88,678	83,447	
31 鳥 取 県		152,471	50,884	—	—	40,155	61,432	中 国
32 島 根 県		184,312	54,257	—	44,180	15,588	70,287	
33 岡 山 県		522,764	191,792	—	131,009	77,459	122,504	
34 広 島 県		792,189	329,517	—	244,419	115,686	102,567	
35 山 口 県		398,337	53,442	—	124,044	163,388	57,463	
36 徳 島 県		206,858	68,495	—	—	36,431	101,932	四 国
37 香 川 県		272,146	116,608	—	—	94,271	61,267	
38 愛 媛 県		392,286	140,901	—	46,008	113,050	92,327	
39 高 知 県		202,221	91,662	—	—	—	110,559	
40 福 岡 県		1,375,811	384,325	268,056	81,628	367,286	274,516	九 州
41 佐 賀 県		220,132	62,545	—	—	66,252	91,335	
42 長 崎 県		380,057	119,087	—	69,350	64,089	127,531	
43 熊 本 県		485,337	199,183	—	—	137,730	148,424	
44 大 分 県		323,963	133,365	—	—	109,984	80,614	
45 宮 崎 県		313,204	112,379	—	47,322	68,447	85,056	
46 鹿 児 島 県		464,779	164,538	—	—	128,877	171,364	
47 沖 縄 県		378,241	83,746	—	—	185,395	109,100	

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表5-2 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(単身世帯：一般単位区)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村				地方区分
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村	
全 国		16,394,011	7,187,370	681,272	3,431,637	3,162,135	1,931,597	—
01 北 海 道		848,915	348,232	—	183,006	109,371	208,306	北海道
02 青 森 県		138,255	33,876	—	46,395	20,320	37,664	東 北
03 岩 手 県		134,788	41,824	—	—	50,144	42,820	
04 宮 城 県		269,490	168,276	—	—	64,243	36,971	
05 秋 田 県		97,571	39,112	—	—	32,507	25,952	
06 山 形 県		89,275	27,038	—	—	34,043	28,194	
07 福 島 県		196,891	36,428	—	81,199	41,045	38,219	
08 茨 城 県		276,487	34,787	—	62,631	121,046	58,023	
09 栃 木 県		200,249	68,973	—	30,160	74,493	26,623	
10 群 馬 県		195,209	35,792	—	82,031	41,297	36,089	
11 埼 玉 県		825,799	158,480	—	349,771	276,222	41,326	
12 千 葉 県		742,938	123,624	—	429,417	134,338	55,559	
13 東 京 都		2,813,019	2,175,120	—	371,195	255,158	11,546	
14 神 奈 川 県		1,292,561	545,199	363,096	285,845	61,034	37,387	
15 新 潟 県		207,396	86,685	—	40,864	52,664	27,183	北 陸
16 富 山 県		91,403	43,296	—	14,842	9,242	24,023	
17 石 川 県		117,511	60,808	—	—	33,891	22,812	
18 福 井 県		64,175	25,014	—	—	23,432	15,729	
19 山 梨 県		85,056	26,748	—	—	18,501	39,807	関 東
20 長 野 県		200,161	38,228	—	43,459	65,794	52,680	
21 岐 阜 県		175,614	45,978	—	15,032	73,757	40,847	東 海
22 静 岡 県		367,039	79,394	78,561	59,861	97,724	51,499	
23 愛 知 県		882,053	387,449	—	230,432	211,513	52,659	
24 三 重 県		187,900	31,539	—	72,428	51,784	32,149	
25 滋 賀 県		130,309	34,420	—	—	84,019	11,870	近 畿
26 京 都 府		352,111	245,073	—	17,093	70,547	19,398	
27 大 阪 府		1,326,700	608,305	102,482	384,403	217,074	14,436	
28 兵 庫 県		677,386	249,395	—	309,785	52,583	65,623	
29 奈 良 県		124,112	39,357	—	—	53,357	31,398	
30 和 歌 山 県		109,266	45,270	—	—	30,010	33,986	
31 鳥 取 県		55,359	19,467	—	—	17,236	18,656	
32 島 根 県		69,304	22,132	—	13,652	7,753	25,767	
33 岡 山 県		204,678	93,076	—	44,676	27,947	38,979	
34 広 島 県		359,305	172,580	—	100,486	44,748	41,491	
35 山 口 県		179,226	25,013	—	57,860	69,631	26,722	
36 徳 島 県		86,027	36,677	—	—	12,813	36,537	四 国
37 香 川 県		107,537	52,710	—	—	31,824	23,003	
38 愛 媛 県		172,000	70,050	—	19,916	45,645	36,389	
39 高 知 県		105,181	53,812	—	—	—	51,369	
40 福 岡 県		724,797	326,717	137,133	32,627	131,997	96,323	九 州
41 佐 賀 県		72,762	25,563	—	—	22,965	24,234	
42 長 崎 県		160,285	58,193	—	31,347	22,670	48,075	
43 熊 本 県		197,335	99,743	—	—	47,606	49,986	
44 大 分 県		144,397	59,558	—	—	52,784	32,055	
45 宮 崎 県		135,470	53,505	—	21,224	28,744	31,997	
46 鹿 児 島 県		235,863	88,458	—	—	60,470	86,935	
47 沖 縄 県		164,846	46,396	—	—	76,149	42,301	

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

### 3 市町村の層化

#### (1) 層数の配分

##### ア 層数

全国で168層とした。

##### イ 都道府県庁所在市及び大都市

都道府県庁所在市（47市）及び大都市（5市）の結果を公表するために、当該市を1層とした。

##### ウ 上記「イ」以外の市町村

残る116層は、平成25年標本改正での地方・都市階級別の二人以上の調査対象世帯数に応じて配分した。

地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数を表6に示す。また、1層当たりの地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表7-1及び表7-2に示す。

ただし、単身世帯の寮・寄宿舎単位区については、全国を11層に区分し、6地方別に配分した。1層当たりの調査対象世帯数を表7-3に示す。

**表6 地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数**

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全 国	168	47	5	29	45	42
北海道	10	1	-	2	3	4
東 北	17	6	-	2	4	5
関 東	38	9	2 (川崎市, 相模原市)	12	9	6
北 陸	11	4	-	1	3	3
東 海	16	4	1 (浜松市)	3	4	4
近 畿	22	6	1 (堺 市)	5	6	4
中 国	14	5	-	2	3	4
四 国	9	4	-	1	1	3
九 州	23	7	1 (北九州市)	1	8	6
沖 縄	8	1	-	-	4	3

**表 7 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数  
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	207,821	243,084	264,013	276,496	190,618	132,682
北海道	152,910	545,173	-	160,276	79,007	106,589
東 北	140,793	112,711	-	148,008	178,089	141,768
関 東	332,103	501,945	297,918	306,441	300,255	187,831
北 陸	128,757	130,692	-	171,844	132,502	108,069
東 海	257,553	248,975	217,095	351,889	327,812	135,236
近 畿	262,232	301,771	239,081	341,811	238,882	144,262
中 国	146,434	135,978	-	271,826	137,425	103,563
四 国	119,279	104,417	-	46,008	243,752	122,028
九 州	154,925	167,917	268,056	198,300	117,833	163,140
沖 縄	47,280	83,746	-	-	46,349	36,367

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 7 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数  
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	97,583	152,923	136,254	118,332	70,270	45,990
北海道	84,892	348,232	-	91,503	36,457	52,077
東 北	54,486	57,759	-	63,797	60,576	41,964
関 東	174,513	356,328	181,548	137,876	116,431	59,840
北 陸	43,680	53,951	-	55,706	39,743	29,916
東 海	100,788	136,090	78,561	125,918	108,695	44,289
近 畿	123,631	203,637	102,482	142,256	84,598	44,178
中 国	61,991	66,454	-	108,337	55,772	37,904
四 国	52,305	53,312	-	19,916	90,282	49,099
九 州	72,648	101,677	137,133	85,198	45,905	61,601
沖 縄	20,606	46,396	-	-	19,037	14,100

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 7 - 3 地方別層数及び 1 層当たり調査対象世帯数  
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	層数	1 層当たり 調査対象世帯数
全 国	11	23,923
北海道・東北	2	9,673
関 東	4	24,994
北 陸・東 海	1	67,796
近 畿	2	16,444
中 国・四 国	1	23,334
九 州・沖 縄	1	19,809

## (2) 層化の方法

「都道府県庁所在市及び大都市」以外の市町村の層化においては、次に示すように、消費支出等の家計指標との相関が高いとみられる経済・社会指標を組み合わせることで基準を設定した。また、層化に当たっては、同一地方・都市階級内の各層の調査対象世帯数が、できるだけ等しくなるように配慮した。

### ア 大都市及び小都市 A に区分される市の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

- (ア) 産業的特色・・・就業者総数に占める第 1 次産業及び第 2 次産業就業者数の割合
- (イ) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が 65 歳以上である世帯数の割合
- (ウ) 人口集中地区<sup>注 2</sup>人口比率・・・人口集中地区として画定された地域の人口の総人口に占める割合
- (エ) 人口増減率・・・平成 27 年国勢調査結果人口の平成 22 年国勢調査結果人口に対する増減率

### イ 小都市 B・町村に区分される市町村の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

- (ア) 地理的位置・・・海沿い、山地等に区分
- (イ) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が 65 歳以上である世帯数の割合

なお、層化の結果を巻末の別表 1 に示す。

<sup>注 2</sup> 市町村の境域内で人口密度の高い国勢調査基本単位区(4,000 人以上/1 k m<sup>2</sup>)が互いに隣接して、その人口が 5,000 人以上になる地域をいう。



#### 4 調査市町村の抽出

##### (1) 二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区における調査市町村の抽出

都道府県庁所在市（47市）及び大都市（5市）は1市1層としているため、残る116層については、原則として、各層から調査対象世帯数（二人以上の世帯数）をウェイトとした確率比例抽出法にて1市町村を抽出した。

ただし、実際の選定に当たっては、実査上の観点及び結果の接続性を考慮して、次のとおり行った。

##### ア 中都市及び小都市Aにおける調査市の選定

(ア) 現状の調査市の都市階級に移動がなく、当該調査市が含まれる層内に他に調査中の市がない場合は、引き続きその市を調査市とした。

(イ) 現状の調査市の都市階級の移動により、層内に調査中の市が複数となった場合は、もとよりその都市階級において調査している市を調査市とした。

(ウ) 現状の調査市の都市階級の移動により、層内に調査中の市が他に含まれていない場合は、その層内から他に移動した調査市が属する県の当該層内の全ての市を対象に、二人以上の一般世帯数をウェイトとした確率比例抽出法で1市を抽出し、その市を調査市とした。なお、県内に該当する市がない場合は、その層内から移動した調査市が属する当該層内の全ての市を対象とした。

##### イ 小都市B・町村における調査市町村の選定

(ア) 上記ア(ア)～(ウ)と同様に行った。

(イ) 平成30年1月～3月に調査市町村の定期交替により調査を終了することとなる市町村については、その終了する調査市町村が属する県の全ての市町村を対象に二人以上の一般世帯数をウェイトとした確率比例抽出法により選定した。

(ウ) 以下に該当する調査市町村が選定された場合は、新たな乱数を発生させ、再度選定を行った。

- ・ 調査開始年月から遡って過去10年間に、調査が行われた市町村
- ・ 市町村の調査対象世帯数が「1000」以下の市町村
- ・ 島しょの町村
- ・ 調査開始年月が直近の全国消費実態調査から5年を経過していない町村

又は、近い将来全国消費実態調査の調査町村として既に抽出されている町村<sup>注)</sup>

注) 小都市B・町村の調査市町村は、あらかじめ調査年数を定め、交替することとしている。（「Ⅲ-4 調査市町村の交替」参照）

##### (2) 単身世帯の寮・寄宿舎単位区における調査市の抽出

表7-3に示す6つの地方ごとに合計11の層に区分した中から、若年単身者及び単身世帯の寮・寄宿舎単位区が多いとみられる市（札幌市、仙台市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市）を抽出した。

## 5 調査世帯数の配分

調査市町村及び各調査単位区への調査世帯数の配分は、次に示す結果利用上の観点及び実査上の対応を考慮して行った。

### (1) 結果利用上の観点

全国、都市階級別、地方別及び都道府県庁所在市別の結果精度を一定程度確保するため、調査世帯数を定めている。したがって、各層の調査世帯数は、調査市町村が属する層の調査対象世帯数には比例していない。

特に、都道府県庁所在市及び大都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市）には、市別の結果を公表するため、最低96世帯を配分している。

なお、北海道及び沖縄県については、一つの地方として結果表章するため、調査世帯数を平成30年標本改正以前と同様に、それぞれ288世帯、276世帯を配分した。

二人以上の世帯及び単身世帯の調査世帯数の配分は以下のとおりである。

都市階級	調査世帯数	
	二人以上の世帯	単身世帯
都道府県庁所在市	最低96	最低8
大都市	96	8
中都市	36	3
小都市A	24	2
小都市B・町村	12	1

### (2) 実査上の対応

調査員の実査活動を円滑に行うため、従来から次のように対応している。

#### ア 二人以上の世帯

- (ア) 1調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。
- (イ) 1調査員は2調査単位区を受け持ち、毎月12世帯を調査する。
- (ウ) 調査世帯は6か月間調査を継続し、7か月目に他の世帯と交替する。

#### イ 単身世帯：一般単位区

- (ア) 1調査員が受け持つ二人以上の世帯の2調査単位区のうち指定された一方の調査単位区から、毎月1世帯を調査する。
- (イ) 調査世帯は3か月間調査を継続し、4か月目にもう一方の調査単位区の他の世帯と交替する。

#### ウ 単身世帯：寮・寄宿舍単位区

- (ア) 1調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。
- (イ) 1調査員は1調査単位区を受け持ち、毎月6世帯を調査する。
- (ウ) 調査世帯は3か月間調査を継続し、4か月目に他の世帯と交替する。

なお、地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数を表8-1～表8-3に示す。また、地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数を表9-1～表9-3に示す。

**表 8 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数  
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	8,076	4,992	480	1,044	1,056	504
北海道	288	96	-	72	72	48
東 北	804	576	-	72	96	60
関 東	2,136	1,224	192	432	216	72
北 陸	528	384	-	36	72	36
東 海	744	396	96	108	96	48
近 畿	1,080	612	96	180	144	48
中 国	672	480	-	72	72	48
四 国	480	384	-	36	24	36
九 州	1,068	672	96	36	192	72
沖 縄	276	168	-	-	72	36

**表 8 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数  
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	673	416	40	87	88	42
北海道	24	8	-	6	6	4
東 北	67	48	-	6	8	5
関 東	178	102	16	36	18	6
北 陸	44	32	-	3	6	3
東 海	62	33	8	9	8	4
近 畿	90	51	8	15	12	4
中 国	56	40	-	6	6	4
四 国	40	32	-	3	2	3
九 州	89	56	8	3	16	6
沖 縄	23	14	-	-	6	3

**表 8 - 3 地方別調査世帯数  
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	調査世帯数
全 国	72
北海道・東北	12
関 東	30
北 陸・東 海	6
近 畿	12
中 国・四 国	6
九 州・沖 縄	6

**表9-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数  
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	4,323	2,289	2,750	7,680	8,123	11,057
北海道	5,309	5,679	-	4,452	3,292	8,882
東 北	2,977	1,174	-	4,111	7,420	11,814
関 東	5,908	3,691	3,103	8,512	12,511	15,653
北 陸	2,682	1,361	-	4,773	5,521	9,006
東 海	5,539	2,515	2,261	9,775	13,659	11,270
近 畿	5,342	2,959	2,490	9,495	9,953	12,022
中 国	3,051	1,416	-	7,551	5,726	8,630
四 国	2,236	1,088	-	1,278	10,156	10,169
九 州	3,336	1,749	2,792	5,508	4,910	13,595
沖 縄	1,370	498	-	-	2,575	3,031

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表9-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数  
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	24,360	17,277	17,032	39,444	35,933	45,990
北海道	35,371	43,529	-	30,501	18,229	52,077
東 北	13,825	7,220	-	21,266	30,288	41,964
関 東	37,256	31,441	22,694	45,959	58,216	59,840
北 陸	10,920	6,744	-	18,569	19,872	29,916
東 海	26,010	16,496	9,820	41,973	54,347	44,289
近 畿	30,221	23,957	12,810	47,419	42,299	44,178
中 国	15,498	8,307	-	36,112	27,886	37,904
四 国	11,769	6,664	-	6,639	45,141	49,099
九 州	18,774	12,710	17,142	28,399	22,952	61,601
沖 縄	7,167	3,314	-	-	12,692	14,100

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表9-3 地方別1調査世帯当たり調査対象世帯数  
(単身世帯：寮・寄宿舍単位区)**

地方	1調査世帯当たり 調査対象世帯数
全 国	3,655
北海道・東北	1,612
関 東	3,333
北 陸・東 海	11,299
近 畿	2,741
中 国・四 国	3,889
九 州・沖 縄	3,302

## 6 調査単位区の抽出（一般単位区）

調査市町村の調査単位区を地理的に偏りなく選定するため、次の手順で調査単位区を抽出した。

### (1) ブロックの設定と抽出

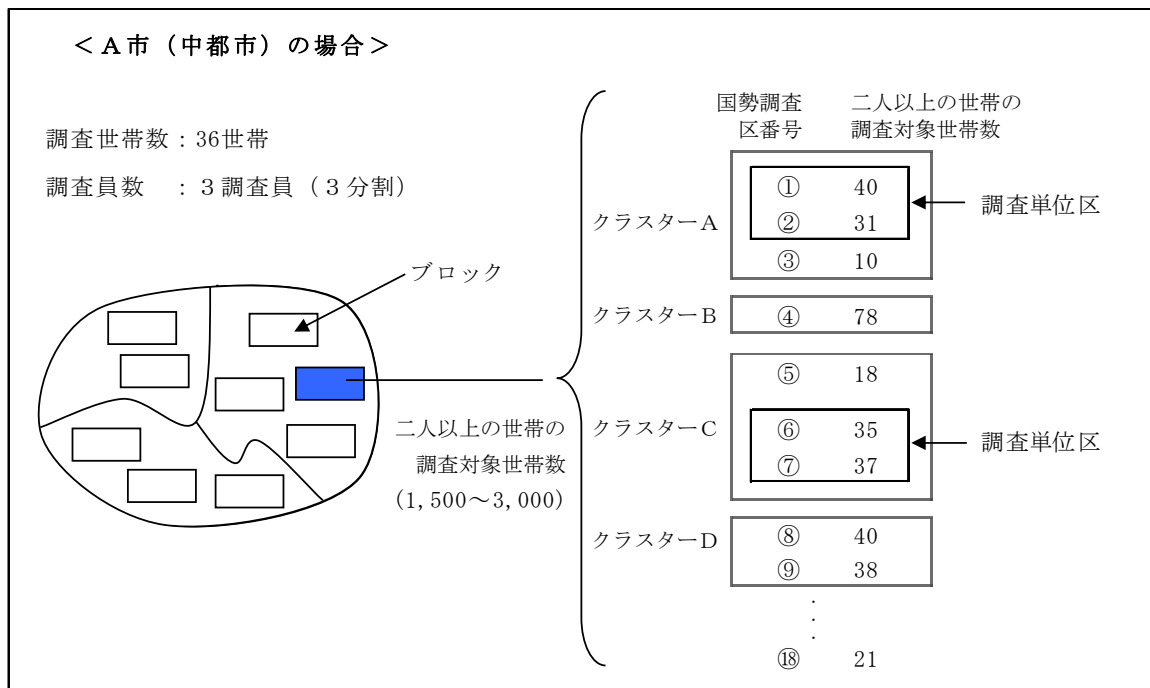
調査市町村内の全域<sup>注3</sup>を、国勢調査調査区（以下「国勢調査区」という。）を単位として、当該市町村に必要な調査員の数（当該市町村の二人以上の世帯の調査対象世帯数を12で除した数）と同数の地域に分割する。なお、分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにする。

分割された地域を、二人以上の世帯の調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように、更に区分して、複数のブロックを設定する。それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。このブロックが次の標本改正までの5年間、各調査員が受け持つ調査予定地域となる。

### (2) クラスターの設定

抽出したブロックについて、国勢調査区を単位として、調査単位区抽出のための地域的な枠組となる「クラスター」を設定する。国勢調査区内の二人以上の世帯の調査対象世帯数が75以上である場合には1国勢調査区を1クラスターとし、75未満である場合には、二人以上の世帯数の合計が75以上になるまで隣接する国勢調査区を併せて、1クラスターとする。

図2 クラスターの設定と調査単位区の抽出例



注3 平成27年国勢調査調査区のうち、特別調査区（特別な施設のある地域等）、水面調査区（水上生活者がいる地域等）などを除く一般調査区全域をいう。

### (3) 調査単位区の抽出

上記(1)で抽出したブロックから1ブロック当たり2つのクラスターを抽出し、2調査単位区として設定する。

#### ア 抽出方法

(ア) 上記(2)で設定したクラスターを単位として、各ブロック内から2つのクラスターを系統抽出する。

(イ) 抽出したクラスターに含まれる国勢調査区を1つの調査単位区とする。ただし、クラスター内に3つ以上の国勢調査区が含まれている場合は、原則として二人以上の世帯の調査対象世帯数の合計が50以上となる隣接した2国勢調査区を選んで1調査単位区とする(図2のクラスターA及びC参照)。

#### イ 抽出上の対応

(ア) 1ブロックから抽出される2調査単位区は隣接しないようにする。

(イ) ただし、調査員の調査活動を円滑に進めるため、1ブロックから抽出される2調査単位区間の距離は3キロメートル未満とする。

(ウ) 次のクラスターについては抽出しない。

- ① 1クラスターが3つ以上の国勢調査区からなる場合で、同一クラスター内において、隣接する国勢調査区を合算しても、二人以上の世帯の調査対象世帯数が50以上にならないクラスター
- ② 過去に家計調査の調査単位区に含まれていた国勢調査区で、直近の調査終了後5年以下(可能であれば10年以下)の国勢調査区が含まれるクラスター
- ③ 他の統計調査の調査地域として指定され、調査終了後一定の期間が経過していない国勢調査区が含まれるクラスター
- ④ 調査の実施が困難な国勢調査区が含まれるクラスター

## 7 調査世帯の抽出

### (1) 抽出世帯数

#### ア 二人以上の世帯

二人以上の世帯における調査世帯の抽出に当たっては、最初に調査員が各調査単位区を実地に踏査して「一般単位区世帯名簿」\*を作成する。この名簿から1調査単位区当たり6世帯を乱数表により抽出する。「一般単位区世帯名簿」に掲載した世帯は、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「勤労・無職以外の世帯」の3つに区分し、各世帯区分の世帯数に比例して抽出する世帯数(6世帯)を配分する。

\*この名簿には単身世帯についても掲載する。

#### イ 単身世帯

単身世帯の一般単位区における調査世帯の抽出に当たっては、二人以上の世帯で作成した「一般単位区世帯名簿」から、1 調査単位区当たり 1 世帯を乱数表により抽出する。

また、単身世帯の寮・寄宿舎単位区では、一般単位区と同様に「寮・寄宿舎単位区世帯名簿」を作成し、この名簿から 6 世帯を乱数表により抽出する。

#### (2) 調査対象世帯から除外する世帯

世帯としての家計収支の把握が難しいこと等の理由により、便宜上、次の世帯は「一般単位区世帯名簿」作成後に調査対象世帯から除外する。

ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯

イ 賄い付きの同居人のいる世帯

ウ 住み込みの営業上の使用人が 4 人以上いる世帯

エ 世帯主が長期間（3 か月以上）不在の世帯

オ 外国人世帯（家計簿の記入に支障がある世帯）

カ 15歳未満の単身世帯

キ 社会施設又は矯正施設の入所者

ク 病院又は療養所の入所者

ケ 自衛隊の営舎内居住者

#### (3) 最初に抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかったときの措置

転居、病気及び療養等のやむを得ない理由で、調査予定世帯として抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかった場合は、代替りの世帯を抽出する。

具体的には、できる限り母集団の縮図となるよう、最初に抽出された世帯と同一の調査単位区内から、同一の世帯区分の世帯を乱数表を用いて抽出する。

なお、単身世帯の一般単位区では同じ性別の世帯を抽出する。